

生駒市相談支援事業所人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における相談支援事業者の体制強化及び障がい者等の障害福祉サービス等の利用支援の安定を図るため、相談支援事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画相談支援等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。
- (2) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員（補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度内に相談支援従事者初任者研修を受講し、相談支援専門員の資格を取得する見込みのある者を含む。）をいう。
- (3) 相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。

- (4) 相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- (5) 常勤換算方法 相談支援事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該相談支援事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該相談支援事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。
- (6) 新規配置 市内の相談支援事業所に新たに配置されたことをいい、直近で市内の別の相談支援事業所で相談支援専門員として従事していた場合は、新規配置とはしない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内で計画相談支援等を実施する相談支援事業所を運営する相談支援事業者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 常勤の相談支援専門員の新規配置を行う場合には、新規配置した相談支援専門員が1人当たり40件以上の本市が支給決定を行った者に係る計画相談支援等（以下「本市の計画相談支援等」という。）を担当するとともに、申請日の属する年度の初日の相談支援事業所における常勤換算方法による相談支援専門員数が申請日の属する年度の末日における当該数と比較して1以上増加していること。
- (2) 非常勤の相談支援専門員の新規配置を行う場合には、新規配置した相談支援専門員が1人当たり20件以上の本市の計画相談支援等を担当するとともに、申請日の属する年度の初日の相談支援事業所における常勤換算方法による相談支援専門員数が申請日の属する年度の末日における当該数と比較して0.5以上増加していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新規配置した相談支援専門員（以下「補助対象相談支援専門員」という。）の1人分の人件費の実支出額から寄付金その他補助対象経費に係る収入の額を控除した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費又は別表に定める基準額及び件数加算額（補助対象相談支援専門員が担当する本市の計画相談支援等の件数が40件を超える場合に加算する額をいう。以下同じ。）の合算額のいずれか低い額（その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とし、1相談支援事業所につき、1年度当たり120万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請書」という。）は、生駒市相談支援事業所人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (4) 初任者研修終了証、実務経験証明書の写しその他の補助対象相談支援専門員の資格を証明できる書類
- (5) 補助対象相談支援専門員の経歴がわかる書類
- (6) 補助対象相談支援専門員の申請日の属する年度の人件費の見込額がわかる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(概算払)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、市長が定める期日までに、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象相談支援専門員の申請日の属する年度の人件費の内訳がわかる書類
- (2) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確

定し、補助事業者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定額又は補助対象経費の配分の変更を必要とするときは、あらかじめ生駒市相談支援事業所人材確保支援事業補助金交付決定変更申請書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に対する交付の決定については、第7条の規定を準用する。

(補助金の請求及び交付)

第13条 第11条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、生駒市相談支援事業所人材確保支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(精算)

第14条 市長は、前条第1項の規定による請求を受けたときは、第8条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算して交付する。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第7条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (4) 第9条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (5) 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

(6) 規則第4条の2各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	基準額	件数加算額
1 常勤の相談支援専門員の新規配置	90万円	1件当たり1万円
2 非常勤の相談支援専門員の新規配置	45万円	1件当たり5千円

備考 上表の基準額及び件数加算額は、補助対象相談支援専門員1人当たりの金額とする。